

## 令和5年度群馬県診療・検査外来設備整備事業費補助金（下半期）についてのQ&A

問1. 補助金の事業実施期間はいつからいつまでか。

答. 令和5年10月1日から令和6年3月31日までに実施（納品・設置）されたものが対象となります。

問2. 交付申請書「別紙」に記載する「疑い患者」の定義は何か。

答. 検査の結果に関係なく、診察した医師が「新型コロナウイルス感染症の疑い」と判断して診療した患者数を計上してください。

問3. 令和2年度～令和5年度上期も本補助金を申請したが、再度申請可能な項目はどれか。

答. 原則、申請できません。个人防护具の補助については厚労省事務連絡で示す「対象期間」に使用されたものが対象となりますが、対象期間に該当することとなった場合は、おって連絡します。

問4. 交付申請書の提出上の留意点について教えてほしい。

答. 交付申請にあたっては、導入（購入）する予定の設備や个人防护具の見積書やカタログの写しなど、概算での金額がわかる資料が必要です。これらの提出がない場合は、個別に連絡させていただきますので、お手数ですが交付申請書に同封いただきますようお願いいたします。

問5. 補助金の交付額について教えてほしい。

答. 以下の基準額の範囲内で、予算の範囲内で交付します。（以下、厚生労働省の定める基準です。）

- (1) HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）  
1施設当たり 905,000円以内
- (2) HEPAフィルター付きパーテーション  
1台当たり 205,000円以内 × 知事が必要と認めた台数
- (3) 簡易ベッド  
1台当たり 51,400円以内 × 知事が必要と認めた台数
- (4) 簡易診療室及び付帯する備品（※備品のみの導入は対象となりません。）  
実費相当額

※以下については、厚労省事務連絡で示される「対象期間」にのみ限定します。

- (5) 个人防护具  
（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）  
患者1人当たり 3,600円以内

問6. 対象となる「知事の認めた台数」は決められていますか。

答. 医療機関において、「診療・検査外来の運営に必要な台数である」と判断した場合は、対象にして差し支えありません。ただし、審査により対象外となる場合もあります。

問7. 交付申請書の提出後に、事業計画（購入数量や購入物品）の変更があった場合に手続きは必要か。

答. 交付決定額を上回る事業計画の変更があった場合には様式第2号「変更申請書」の提出が必要ですので、必要書類を添えて、速やかにご提出ください。

問 8. 実績報告書の提出時に必要な書類は何か。

答. 「納品書」及び「領収書」、支払が済んでいない場合は「請求書」の写しの添付が必要です。  
なお、インターネット通販等での購入も認めますが、その場合は①納品日、②領収日、③品目、  
④合計金額のそれぞれがわかる資料の添付をお願いします。  
(多くの場合、領収書画面の出力で対応可能と考えます。)

問 9. (病院向け) 院内全体で物品購入を行っており、本事業の対象経費と通常の診療分を明確に分けることができない場合はどうすべきか。

答. 事業実施期間の購入見込みに対して、診療・検査外来に対する按分を行い、算出してください。  
実績報告の際も同様に、事業実施期間の購入実績に対して診療・検査外来に対する按分を行い、  
提出書類に「上記実績に相違ありません。」等を記載の上、実施責任者(代表者等)により押印い  
ただきますようお願いいたします。

問 10. 交付申請書提出時の見積書どおりに購入しなければならないのか。

答. 購入実績に基づいて補助金の交付を行いますので、必ずしも見積書どおりに購入しなくても差し  
支えありません。なお、最終的な交付金額は、実績報告時の「疑い患者数」により決定するため、  
金額が増減する可能性がありますので、ご承知おきください。

問 11. 「疑い患者」として診療・検査外来としての開設時間外に診察した場合の取り扱いはどうすべ  
きか。

答. 診療・検査外来の時間内外問わず、貴院にて医師が「新型コロナウイルス感染症の疑い」として  
診療した患者数を計上してください。

問 12. 現在、簡易診療室を設置しているが、雨除けのためのカーポートを設置したい。  
当該補助金にて申請は可能か。

答. カーポートの設置については、当該補助金の交付対象外となります。

問 13. 実績報告書の提出後に、必要な手続きはあるか。

答. 消費税の申告に係る仕入控除額の確認のため、仕入控除額が確定次第(控除額が0円であった場  
合も含む)、様式第5号「令和5年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」及び  
確認資料(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる  
資料)を添付の上、速やかにご提出ください。

【留意事項】

遅くとも、補助を受けた年度の翌々年度の6月30日までに)知事に報告することとされています。  
そして、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還  
しなければなりません。提出時期が近づきましたら、別途お知らせいたします。

問 14. 事業の実施を取りやめた(中止)場合、必要な手続きは何か。

答. 交付要綱第7の(2)の規定により、事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、感染症・  
がん疾病対策課に連絡の上、速やかに様式第4号「補助対象事業廃止(中止)承認申請書」をご  
提出ください。

問 15. 実績報告前に補助金の交付(概算払い)を受けたい場合、必要な手続きは何か。

答. 様式第7号「概算払請求書」をご提出ください。なお、実績報告書でいただいた数字に応じて、  
追加支給又は返還が生じる場合がありますので、ご了承ください。

問 16. 基準額は消費税込みの金額か。

答. 消費税込みの金額です。したがって、消費税込みの金額を記載し、申請してください。

問 17. 本補助金は、国（会計検査院）の会計検査の対象となるか。

問. 本補助金は国費を活用した事業であるため、当該事業で整備した設備等は**国の会計検査の対象になりません**。したがって、当該補助金で整備した設備等につきましては、他の目的で使用することがないよう御留意いただくとともに、契約書、請求書、納品書等の**証拠書類につきましては、他と区別し、5年間保管しておいてください**。

また、事業により取得し、又は効用の増加した価格が**単価 30 万円以上の財産**がある場合は、5年を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間の経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければなりません。

問 18. 簡易検査ボックス（医師が中に入るタイプのもの）は、「个人防护具」に該当するか。

答. 「个人防护具」ではなく、「簡易診療室」に該当します。

問 19. 交換用の H E P A フィルターは補助対象となるか。

答. 対象となりません。

問 20. 折りたたみベッドは、「簡易ベッド」に該当するか。

答. 該当します。なお、ストレッチャーは簡易ベッドに該当しませんので、簡易診療室とともに整備した場合は、「簡易診療室及びその付帯する備品」として申請してください。

問 21. 領収書の写しを提出するうえで、留意事項はあるか。

答. 領収日と宛名の記載があるか、必ず確認をお願いします。

領収書に宛名が記載されていないと、貴院が購入したものか分からないため、必ず宛名が記載されたものを添付してください。

問 22. 簡易診療室及び付帯する備品とは何か。

答. 簡易診療室を新たに設置する場合に限り、一体的に整備する設備や備品が補助の対象となります。したがって、設備や備品のみの購入や消耗品の購入は補助の対象外です。

【対象となる設備等】

- ・ 簡易診療室：テント、検体採取ボックス、プレハブ又は検査車両（リース検討）など
- ・ 一体的に整備する設備：エアコン、簡易トイレ及び洗面台（リース検討）など
- ・ 一体的に整備する備品：診療机・椅子、パーテーション、検体保管用冷蔵庫など

問 23. プレハブやテントなどで外に設置する簡易診療室ではなく、既存建物内の診療室以外の部屋を簡易診療室として整備する際の経費について、パーティションでゾーニングするなどの改修工事も対象となるか。

答. 建物（例えば倉庫等）内を簡易診療室として整備する費用は対象となります。ただし、パーティションでゾーニングする場合、消防法施行令に定める基準により、火災報知器等の設置が義務付けられる場合がありますので、必要に応じて事前に管轄の消防本部に御相談ください。

問 24. 上問 23 で対象となるとした場合、簡易診療室の趣旨を踏まえ、原状復帰できる改修工事であれば、対象になると考えてよいのか。

答. 原状復帰できる改修工事は対象となります。

問 25. 本補助金は、簡易診療室に付帯する備品に係る修理代も対象経費に含めてよいのか。

答. 本補助金は、外来対応医療機関における設備整備事業に対するものですので、備品に係る修理代は対象になりません。

問 26. 例えば、令和 4 年度に H P E A フィルター付きパーティションの補助を受けた場合に、令和 5 年度（下期）の補助で、空気清浄機や簡易ベッドを申請してもよいのか。

答. 認められません。過去に 1 品目（1 円）でも補助を受けた場合には補助対象外となります。

問 27. 3 月末の納期では厳しい。4 月以降の日付となってよいのか。

答. 認められません。納品書等の納品日が必ず 3 月 31 日までの日付でなければ補助対象外となります。本補助金を申請する場合は、メーカーや小売業者に納期を必ず確認の上、余裕を持ったスケジュールで手配をお願いします。